

## 平成29年度第2回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 開催日時 平成30年3月22日（木）  
午後3時00分から午後4時00分まで

2 開催場所 宇都宮市役所本庁舎 災害対策本部室

3 出席者

委員 A

B

C

D

E

事務局 行政経営部 行政経営課職員

4 会議の状況

(1) 開会

事務局 [開会]

本日は、防犯カメラによる個人情報の収集に係る1件の諮問案件について御審議いただくほか、個人情報取扱事務の届出に係る事項の御報告がありますので、よろしく願いいたします。それでは、会議に入らせていただきますが、会議の進行は会長をお願いいたします。

(2) 審議

会長 それでは、早速、審議に入りたいと思います。

本日の諮問案件は、次第にありますとおり、平成29年度諮問第2号「テクノポリスセンター地区新設小学校に設置する防犯カメラによる個人情報の収集について」であります。

まずは、実施機関から御説明をいただき、質疑応答等を経た上で審議に入りたいと思いますので、実施機関に入室していただくようお願いします。

[実施機関（学校管理課）入室]

会長 それでは、最初に、所属と名前をお願いいたします。

[実施機関（学校管理課）自己紹介]

会長 それでは、早速、諮問の内容について御説明をお願いいたします。

[実施機関（学校管理課）諮問内容説明]

- 会 長 実施機関からの説明は終わりました。
- 委員の皆様から御質問がありましたら、お願いいたします。
- D委員 別紙資料3ページの6(4)アの画像データの保存期間について、保存期間が14日間となっているが、これまでの侵入事件等では、不都合が生じたことはないということでしょうか。
- 実施機関 はい。ございません。
- D委員 14日間が過ぎると、そのまま上書きされるということですね。
- 実施機関 はい。上書きされます。
- D委員 分かりました。
- 資料に記載されている「管理責任者の判断により保存期間を延長する」という事例はこれまで無いということでしょうか。
- 実施機関 はい。
- D委員 分かりました。
- これまでの侵入事件等で防犯カメラの映像が役に立ったケースはあるのでしょうか。
- 実施機関 はい。何件かございます。
- D委員 分かりました。
- 会 長 ほかに御質問はありますか。
- B委員 別紙資料4ページの6(4)イで、防犯カメラの画像の専用モニターの設置位置について「多くの職員が見やすい位置」としており、一方で可能な限り外部の者の目には触れないようにするための工夫点はあるのでしょうか。
- 実施機関 カメラの角度を調整し、あまり外が映らないようにしています。
- B委員 分かりました。
- もう1点確認したいのですが、別紙資料4ページの6(4)ウで、保存期間を過ぎた画像データは上書き消去としていますが、この保存期間は、法律等に基づいたものなのか、市独自で設定した保存期間なのか、どちらなのでしょうか。
- 実施機関 市独自で設定した保存期間です。
- B委員 防犯カメラの画像の保存期間について法律等で定めているものはあるので

しょうか。警察庁などで定められているのではないのでしょうか。市独自で設定している場合、他の自治体と比較してどうなのかも分かれば教えていただきたい。

実施機関 市の防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領に、防犯カメラの画像の保存期間を原則として14日以内の必要最小限度の期間とすると規定がありますので、その内容を踏まえて、14日間としております。

B委員 分かりました。

会 長 他にございますか。

E委員 確認なのですが、防犯カメラを設置しない門は西側の通用門のみで、他の門は防犯カメラにより監視をカバーできているということでしょうか。

実施機関 門は、今回防犯カメラの設置を予定している4つの門と西側の通用門のみですので、すべての門の監視をカバーできることとなります。通用門につきましては、職員室から見渡せる位置に配置しているため、職員の目による監視が可能であり、また、通常は通用門は使用せず、施錠しておくことを想定しております。

E委員 すべての門の監視をカバーしているということですね。

実施機関 はい。

E委員 あと1点お聞きしたいのですが、防犯カメラの設置が開始されてから、初めての新設校ですが、新設ということで、他の既設の学校とは異なる防犯上の配慮や工夫はあるのでしょうか。

実施機関 防犯対策につきましては、既設の学校と同様になるのですが、施設の構造の工夫として、別紙のとおり校舎を直線形の構造とし、曲がり角が少なくなるよう設計をしております。曲がり角が少ないことにより、校舎内の視認性を確保しております。

会 長 他にございますか。

D委員 小学校の開校が平成33年度の4月からということですが、カメラの設置について現時点で審議するのは、設計や予算の計上の関係で必要になるためなのか、それとも早い段階からカメラを設置するためなののでしょうか。

実施機関 防犯カメラの設置につきましては、校舎の完成は、平成32年9月、10月頃を想定しており、建物が完成してから開校までの間に設置を予定してお

りますが、今後、校舎や体育館の設計が本格化していく中で、あらかじめ防犯カメラの配線などを設計に組み込んでおくために、設計前の現時点で審議会に審議をお願いしております。

D委員 事前に緻密に設計していても、実際に設置すると想定と異なる場合があると思うのですが、設置後に防犯カメラの角度等を変更することはあるのでしょうか。

実施機関 通常、今後の設計でひさしの位置を変更するなどの可能性は考えられますが、この建物については、ひさし等が無いフラットな壁面になっているため、問題はないと考えております。

D委員 設計通りで問題ないということですね。分かりました。

E委員 既存の学校の場合、専用モニターを外部の者の目に触れないための工夫として、備品等で囲うという工夫があったが、今回、職員室内の設計面で、外部の者の目に触れず、職員には見やすくするための工夫はあるのでしょうか。

実施機関 職員室内のモニターの設置位置について、設計の段階で想定をしており、職員室内の柱の側面に設置することを考えております。職員室の出入口側ではなく、職員が座っている側の柱の側面に設置し、外部の方が職員室に来た際も回り込まない限りはモニターを見ることができないようにする予定です。

会 長 別紙資料4ページの6(4)イの画像等の管理方法に、録画装置の操作及び画像データの閲覧等については、特定の者のみができるような形にすると記載があるが、特定の者のみにパスワードを提供し、その方のみが操作できるような形にするということでしょうか。

実施機関 はい。

会 長 特定の者というのは、どの程度の範囲を想定しているのでしょうか。

実施機関 校長及び副校長を想定しております。

会 長 他の学校についても同様の運用としているのでしょうか。

実施機関 同様の運用としております。

C委員 西側の通用門については、2階の職員室から目視ということですが、職員室から見られるということで個人情報保護の観点と相反する部分が出てしまう点と、職員室が2階で問題ないかという懸念がありますが、その点についてはどのように考えているのでしょうか。

実施機関 他の学校についても、職員室から目視できる門については、目視での監視とし、防犯カメラを設置しないという方針としております。

B委員 参考のために聞かせてもらえればと思いますが、防犯カメラの設置には、犯罪の抑止効果と犯罪が起こった際の犯人等の特定に活用するという2つの目的があると思います。防犯カメラの性能についてですが、人物の識別については4Kのカメラが有効だと考えているのですが、学校で使用している防犯カメラは、4Kのカメラを使用しているのか、通常のNTSCのカメラを使用しているのか教えていただきたい。

実施機関 手元に資料がございませんので、後日改めて回答する形でよろしいでしょうか。

B委員 結構です。

会長 もう1点伺いたいのですが、別紙資料4ページの6(4)イの画像等の管理方法に、人感センサーが人を感知した場合に自動で映像が表示される機能を付加すると記載がありますが、普段どのような形になっているのか教えていただけますか。普段から映像が映っていると認識しているのですが、人感センサーが人を感知するとどのようなになるのでしょうか。

実施機関 普段は、1つのモニターに防犯カメラの映像が分割して映っているのですが、人感センサーが感知すると、感知した特定のカメラの映像が拡大してポップアップのような形で映るようになります。

会長 分かりました。

会長 ほかに御質問はありますか。

よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

会長 それでは、これで質疑を終了したいと思います。

実施機関は退室してください。

[実施機関(学校管理課)退室]

会長 それでは、諮問第2号について審議したいと思います。

委員の皆様から御意見がありましたら、お願いします。

この件につきましては、本人の同意なく個人情報収集するという点で、本審議会では、その必要性等を判断することになりますが、この防犯カメラの設

置に関しては、必要性という意味では認められるということによろしいでしょうか。先ほどの説明や資料等を見ますと、収集する情報も最小限の範囲に抑えられておりますし、その管理方法等も他の学校と同様に適切に制度設計もされているようですので、特に問題はないということで、こちらにつきましては、必要性を認めるというような答申内容としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

会 長           それでは、諮問第2号については、必要性があるということで、承認する方向で答申することにしたと思います。

                  具体的な答申の内容につきましては、御審議いただいた質疑の内容等も踏まえて、会長一任ということで作成させていただきまして、委員の皆様には後日答申案をお送りして、内容を確認していただくということによろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会 長           ありがとうございます。それでは、そのような手順で進めたいと思います。次に、次第の「3 報告」に移りたいと思います。

### (3) 報告

会 長           「個人情報取扱事務の開始、変更等に係る届出に関する報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局 内容説明]

会 長           事務局からの説明は終わりました。

                  委員の皆様から御質問がありましたら、お願いします。

                  では、私からよろしいでしょうか。別紙2の11番について、変更理由として、「本市で行われている、性別による不当な差別をなくし、性別にとらわれない社会の実現に向けた取組の一環として、公文書における性別記載欄の削除を実施する方向を決定したため」とあるのですが、この性別記載欄を削除するという方針は、市の事業全体として行うものなのか、課として削除することを決定したのか、どちらなのでしょう。

事務局           最終的な削除の判断は課ごとに行うものですが、きっかけとしては、男女共同参画課という課が全庁的な男女の差別解消に向けた取組を行っておりまして、その取組の一つとして、性別記載欄の削除がございました。今回はその取組を

受けて、所管課が最終的に判断をして、性別記載欄を削除するという結論に至ったものになります。

会 長           ありがとうございます。そうしますと、他の課も必要に応じて判断し、今後削除することもあり得るということでしょうか。

事務局           はい。

会 長           ありがとうございます。他に何かございますか。

E委員           別紙3の34番に、個人情報の記録の項目に整理番号という記載がありますが、これは個人番号ということでしょうか。

事務局           手元に詳細な資料はございませんが、そちらにつきましては、個人番号の提出を求めるものではなく、手当の支給に当たっての整理番号であったと思います。現状、手当の支給に関しては、個人番号の利用は開始されておりませんので、こちらに記載している整理番号は、子ども家庭課が該当者を識別するために振った個別の番号であると思われま

E委員           提供先が税務署のものでも整理番号の記載があったと思うのですが。

会 長           同じものか分かりませんが、別紙3の24番にも整理番号の記載がありますね。

E委員           個人番号の取扱いについては、厳密に規定されていると思いますので、照会に対応してよいかという部分も含めて、提供する場合は慎重に検討していただければと思います。

事務局           補足で説明させていただきたいのですが、個人番号の利用に関しては、法律で基本的には目的外利用を禁止しておりまして、命にかかわるとか、あるいは法律で定められている範囲内以外は基本的には利用できないという整理がされております。個人番号につきましては、個人情報保護条例に基づいて目的外利用するということ自体が認められないものなので、基本的には、こちらに記載されている整理番号は個人番号とは異なると考えられます。個人番号である場合は、マイナンバー法に基づく整理が必要になります。確認して、後日改めて報告させていただきます。

E委員           別紙2の12番の内容について、変更理由にマイナンバーという記載になっていたのですが、確認させていただきました。こちらは税務署への提出なので、マイナンバーの提出自体は問題ないと思われま

事務局 別紙2の12番につきましては、取り扱う情報としてマイナンバーが追加されたため、整理番号の項目が追加されたものになります。

会長 変更前と変更後では、整理番号が追加されているので、分かりづらいですね。

E委員 別紙5の平成28年度以前の変更届の1番の内容についてですが、出納室の会計管理者会についての事務とのことですが、会計管理者の氏名などは公になっていると思うのですが、こちらは個人情報に当たるのでしょうか。公務員の名簿であれば、氏名と役職などが入っているものだと思うのですが、個人情報の届出は、どのような情報が対象になるのでしょうか。

事務局 公務員につきましても、個人情報かどうかという話については、個人情報には該当すると考えております。開示請求が行われた際には、個人情報から公務員の情報が除外されるという規定になっておりますので、情報公開請求では、公務員の氏名は公表されることになるのですが、取扱事務としては、公務員の個人情報も取り扱うものとして整理しており、開始届等も提出していただいております。個人情報保護条例では、個人情報の定義については、第2条第2号に規定しております。

E委員 確かに、条例上で、個人情報から公務員の情報は除外していませんね。

事務局 開示請求の際には、条例の第15条第3号の開示請求者以外の個人に関する情報から、公務員の情報は除外されるという規定があるのですが、開始届そのものに関しては、個人情報であれば、提出していただく必要があると考えております。

E委員 分かりました。

D委員 別紙2の3番、生活安心課の空き家等対策事務の届出についてですが、変更理由が空き家等対策ということですが、記載されている土地・家屋所有者等と空き家等所有者等と補助対象者はどのように異なるのでしょうか。また、補助対象者とはどのような方を指すのでしょうか。

事務局 空き家等を活用する方に補助を行う事業ですので、補助対象者は空き家等を活用する方になります。そのため、空き家等所有者が補助事業者になる場合もありますし、空き家等を借りて補助対象者になる場合もあるため、土地・家屋所有者等、空き家等所有者等、補助対象者と区別して記載しております。

D委員 補助対象者は、空き家等所有者と重なる場合もあるということですね。

事務局 重なることもありますし、異なる場合もあります。

D委員 分かりました。ありがとうございました。

会 長 では、これで「3 報告」については終了としたいと思います。

#### (4) その他

会 長 次に、「4 その他」ですが、各委員から何かございますか。

[発言する人なし]

会 長 では、「4 その他」については委員の皆様から特にないということですので、事務局から何かありますでしょうか。

事務局 本日の審議会の議事録につきましては、後日、準備が出来次第郵送させていただきます。

会長 それでは、これで平成29年度第2回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。